


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	川口 莊一	
件名	東大和市敬老金支給条例を廃止する条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市敬老金支給条例施行規則		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>この条例は、期日に88歳を迎えた高齢者に敬老金を贈る事業を定めるが、日本の平均寿命は延伸しており88歳を迎える者に対する慶祝の意義が薄れていることや、事業の性質上、公費で負担する必要性が高くないことを勘案し、本件条例を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件条例を廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものである。なお、慶祝事業の性質上、廃止による影響は限定的である。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>令和4年1月 文書課事前審査済み。</p> <p>令和4年1月19日 市長決裁により廃止を決定済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
特になし				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議における審議終了後、令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。